

# 平成30年度 地域座談会で寄せられた要望・意見・提案の対応方針等

【河内児童センター】河内・中丸自治会 参加者数：10名

No	テーマ	要望・意見・提案の内容	所管課	対応方針等
1	新町営住宅設置に伴う民生委員の負担増について	パブリックコメントについて、これだけの資料を地域集会施設においておくだけでは、誰も見ないと思う。どう考えているのか。 ホームページで見られるなら、ホームページで徹底すればよい。一方で、役場とメールでやりとりをしようとしてもできない。一方では拒否していて、これではホームページを見てくれというのは矛盾していないか。	政策推進課	パブリックコメントにつきましては、第6次総合計画素案に対する意見募集より、町民の方々の幅広いご意見を頂戴したく、地域集会施設に置かせていただいております。今後のパブリックコメント実施方法につきましては、実施状況等を確認検証し、より良い制度として参ります。 メールでのやりとりについては、神奈川県全体におきましてセキュリティが厳しくなっており、添付資料が上手く送受信できない場合がありますが、メール自体は可能となっております。送受信に不具合が生じた際には、大変お手数ですが、ご連絡を賜りますよう、お願いいたします。
2		メールの送信について、添付メールが送れないという事態が発生している。対処して欲しい。	政策推進課	メールでのやりとりについては、神奈川県全体におきましてセキュリティが厳しくなっており、添付資料が上手く送受信できない場合がありますが、メール自体は可能となっております。送受信に不具合が生じた際には、大変お手数ですが、ご連絡を賜りますよう、お願いいたします。
3		パブリックコメントについて、書面でというのが苦痛であるという意見がある。口頭でも聞いてもらいたい。	政策推進課	町としましては、皆様からのご意見を誤った形で把握することのないよう、大変お手数ではございますが、書面やメールでの募集を基本にお願いしたいと考えております。
4	新町営住宅設置に伴う民生委員の負担増について	町営住宅ができるにあたって、民生委員の対象となる方の負担が増えるのではないかと思う。それに対して議論をしたい。 今後は高齢者が増えていくと思う。そうすると負担が増えるので、今まで通りの民生委員のやり方ではやっていけなくなるのではないかと思う。	福祉課	現在は、2人定数の自治会の1人が不補充ということで、民生委員のいない自治会はございません。仮に、民生委員がいない自治会が出た場合には、自助と互助、とりわけ地域での助け合いが重要になります。その上で、本人、家族または地域の方が、役場に相談していただくこととなり、役場は担当の部署が対応することとなります。ただし、民生委員が行っている見守り活動などを役場で担うことは、業務の性質上、難しいと考えております。
5		今、県への要望とあったが、町としてどういった条件で出しているのか。 (1地域1名というのが原則なので、そこにどういった理由で増加の要望をするのか)	福祉課	民生委員法第4条の規定による定数は、町村の場合は、70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人とされていますが、国から県に対しては、市区町村長の意見を聞いて、管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案して定数を設定する旨の通知がされています。 現在は中丸、町屋、神山、城山、仲町、沢尻、仲町屋、弥勒寺の8地区が2人定数です。世帯数から当てはめると、中丸、町屋、神山、城山、沢尻、仲町屋、弥勒寺は200世帯を超えています。仲町は、旧6区と旧7区が合併したため、2人となったと推測されます。逆に200世帯を超えていて、1人定数のところは、中里、店屋場、河内です。 神奈川県に確認したところ、松田町全体で欠員が生じている中での増員は難しいとのことでした。 また、12月の自治会長連絡協議会では、2019年12月の民生委員児童委員の一斉改選の予告に合わせて、定数の説明(民生委員にアンケートを行うので自治会長に相談協力をお願い。)を行いました。さらに、民生委員児童委員協議会の定例会で、民生委員児童委員一斉改選に向けてのアンケートなどを行った結果、増員の要望はございませんでした(後任を探すのが難しい状況の中で、定数だけの増員は無意味とのこと)。
6		以前、自治会長連絡協議会の会長をしているときに、①民生委員は37人だったと思う。それを割り振った理由を教えてください。②各自治会の実態を町はどの程度把握しているかについて、質問をしたが、回答はあいまいだった。そのため、次の民生委員の推薦の時までに今のことを精査して、連絡協議会に報告して欲しいと言った。 それについて何ら返答はなかった。こちらの要望したことが通らない。そういうところを精査しないと、県への要望など通らないのではないか。 割り振りについても世帯数で割り振るのではなく、住民の姿が大事ではないのか。 協力についても、ただ相談とするのではなく、行政がきっちり線引きをして、実施しなければならない。	福祉課	上記No.5を参照
7		民生委員の定数に法的根拠があるか調べたところ「民生委員法」という法律で、配置基準がある。その中で町村は「70～200世帯で民生委員児童委員を1人配置する」という基準がある。そういう基準があるので、現状の民生委員活動等に配慮して、定員の見直しを検討して欲しい。	福祉課	上記No.5を参照

No	テーマ	要望・意見・提案の内容	所管課	対応方針等
8	新町営住宅設置に伴う民生委員の負担増について	これからは対象者が増える一方だろうし、民生委員の活動だけに頼れるのかということ。今後の課題として、専門にやってくれる方を要請しなければならないのではない。また、男の民生委員がお婆さんのところに行くのはちょっと嫌だという話も聞いた。そういうこともあるので負担は増える一方で、なり手は減っていく。そうするとどうなるのか。第6次総合計画もあるようだから、それに入れてほしい。	福祉課	第6次総合計画のまちづくりアクションプログラム中、地域福祉の項において、協働により地域福祉を支えるネットワークづくりを推進し、地域住民の主体的な活動を支える公的支援を行うとなっています。昨年度より、自治会との連携体制を深め、民生委員の孤立を防ぎ、地域で支援していく体制づくりを行っています。
9		キーワードとして、協働という言葉がある。民児協の定例会ではなく、どんどん役割分担として、「こういうことを協議会で検討してくれないか」という、「町はこういうことをするから、こういうことをしてくれ」とかもっと町は積極的に役割分担を決めて振っていただくことも必要だと思う。	福祉課	松田町自治基本条例第7条にあるとおり、協働は、町民、議会及び町長等は、相互に連携、協力してまちづくりを進めることを原則としています。町長がかじ取り役として、役割分担を担う必要がある場合や、効率的な場合であると合意形成ができた場合などは、ご提案のとおり実施してまいります。
10		直近の問題として、河内自治会に十数世帯増える。それには、町は対応できないから、民生委員や自治会が独自に結論が出るまで対応するというでよろしいか。来月から、河内自治会に人が増える。それに対して町はどういった対応をしているのか。目に見えていることなのに、何も対応していない。これに限らず、町に自治会要望を出しても回答に1週間も10日もかかっている。	福祉課 総務課	<福祉課> 本件は、町営籠場住宅建設に伴う案件のため、総務課管財係に確認の上、河内地区の民生委員児童委員に人数の報告を行いました。  <総務課> 要望書の回答については、月の1日～15日に頂いた要望書については25日までに回答、16～末日までに頂いた要望書については翌月の10日までに回答することと、協議し決まっておりますが、実際遅れて回答している要望もあり、自治会の皆様にはご迷惑をお掛けしておりますので、今後は十分管理をし漏れのないよう行って参ります。
11	今後の自治会活動のあり方（高齢化、役員のあり方）	自治基本条例には、3つのトライアングル（町民、議会、町長（職員））がある。この3つが一つの方向に向かっていくと説明があった。 盆踊りをやっているが、そういうイベントに町在住の職員も加わってもらって、その活動を支援するという方法も検討してもらえないか。イベント等で、やぐらを建てる等の重労働が嫌で役員になりたくない人もいる。在住している町職員に積極的に参加してもらいお互いに情報を共有しあうのも必要と前回町長は言っていた。そのように町職員も地域の活動を支援していくことに関わって頂けたらと思う。 また、自治会の担当職員制度についても説明を受けている。その中で実際に担当職員がついたのは2、3自治会と聞いている。そういう構想があるのであれば、各自治会に広めていただいて、地域への活動を活性化していただければと思います。	総務課	現在、店屋場自治会、谷戸自治会、宮前自治会、城山自治会の4自治会に対し地域担当職員制度を導入し職員が自治会の活動に参加し、自治会との交流を深めています。今後も希望自治会には派遣できるよう体制を整え、自治会と町で協働のまちづくりの推進に向け務めてまいります。
12		役員の改選があると困っている。広報にも中丸だけ2回でないことがあった。役員をやると民生委員をやったりすることになる。そのため苦勞している。	総務課	役員の成り手不足は全自治会共通の問題であり、希薄化が進んでいるように思います。大災害が起きた時、協力し合えるのはご近所つまり自治会であり、地域を支える大事なこと出ること、もっと未加入者に伝えられるよう、広報、チラシ等で対応して参ります。
13		自治会の会員に入会しないことについて、町は、どういうふうに対応しているのか。	総務課	昨年度から転入者に対してかにゅ促進のチラシを配るようしており、今後は広報やホームページ等により災害時の初動時は自治会が中心となることなど、メリットを情報提供を推進し、加入促進を第一に考えてまいります。
14		入会者がいないと町としてどのような問題点が生じているのか。	総務課	加入率は徐々にではありますが、減少傾向にあります。近隣市町村に比べ高い水準にはありますが、今後、加入促進を進めていく必要性は非常に感じています。特に若い世帯の未加入世帯が目立ってきているように見え、加入にすることにより役員や事業に参加することをデメリットと考え、加入に消極的になる傾向にあります。昨年度から転入者に対してかにゅ促進のチラシを配るようしており、今後は広報やホームページ等により災害時の初動時は自治会が中心となることなど、メリットを情報提供を推進し、加入促進を第一に考えてまいります。
15		町公式サイトで、各自治会の活動内容を公開している。その内容が簡単すぎる。その自治会独自の活動もある。防犯防災に関しては、こういう活動をしているとか、情報共有についてはこういう活動をしているとかの具体例を掲載することにより、加入するかしないかの判断材料になるのではないかと。	総務課	現在、転入手続きの際に、自治会へ加入するメリットなどを掲載したリーフレットを配布しております。また、町公式サイトにおいても、自治会単位で紹介ページを作成するなど掲載しており、その内容等については、今年度中にリニューアルを予定しております。

No	テーマ	要望・意見・提案の内容	所管課	対応方針等
16	今後の自治会活動のあり方（高年齢化、役員活動のあり方）	<p>防災リーダーの在り方について 大井町では、防災リーダーを台帳にしてキチンと位置付けている。それに対して報酬を支払っているらしい。</p> <p>昨年は防災リーダーの講習会を実施した。現在、防災については町も被害者になるので、町だけの対応では難しいと思う。マニュアルを作ったり大綱を作らないと対応できない。自治会によっては防災マニュアルを作った自治会もあると聞いている。防災について関心のある住民は点在していると思う。そういう人をネットワークにして、点から線、線から面へと広げていって、災害に強い町づくりをアクションプログラムに取り入れていただきたい。</p>	安全防災担当室 政策推進課	現在、地区防災計画（案）を作成中です。その案を基に各自主防災会長と連携しマニュアル等を作成させていただきたい。
17		配布物が多い。多すぎて見ずにすぐに回覧することもある。	総務課	5月より自治会配達を月1回とし、おしらせ号も月2回から1回に縮小し対応して参ります。